





消防署

## 利用者

## 地域の親族・協力者・タクシー会社・介護事業者

- 1-1. 緊急事態が発生したときに無線発信器を押すだけで通報
- 1-②、「どうしたんですか?電話に出るか、そのまま大きな声で話してください」と呼掛け
- 1-③. 電話やスピーカーホンで救急要請・緊急事態を聴話機能で確認
- 1-4、救急出動(救助のために損壊した家屋は5万円上限の損害補償で修理)
- 2-1. 電話やスピーカーホンで呼掛けに不応答・聴話機能で状況確認が不能
- 2-② 1度電話を切った後に再度電話を呼出
- 2-3. 呼出電話に出て救急要請
- 2-4. 救急出動(救助のために損壊した家屋は5万円上限の損害補償で修理)
- 3-①. 呼出電話に不応答(誤報を激減させたため救急出動が必要)
- 3-②、救急出動(救助のために損壊した家屋は5万円上限の損害補償で修理)
- 4-②. 状況確認に訪問
  - ※介護職員・タクシー乗務員の 状況確認は別途費用が必要
- 4-①. 疑義がある場合には状況確認を依頼
- 4-③ 状況確認の報告で救急要請
- 4-4. 救急出動(救助のために損壊した家屋は5万円上限の損害補償で修理)
- 1-4・2-4・3-2・4-4の救助後に関係者に電話連絡